

## 春日井市認可外保育施設健康診断事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第3項の規定により市長が通知を受けた施設（市が運営する認可外保育施設及び企業主導型保育事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する助成を受けている施設をいう。）を除く。以下「認可外保育施設」という。）の設置者（以下「対象者」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、この交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象者が行う保育及び調理に従事する職員（以下「職員」という。）の健康診断に関する事業とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費に相当する額とし、職員一人当たり4,200円を限度とする。

### (申請手続き)

第4条 規則第3条に規定する市長が定める補助金等交付申請書の提出期限は、補助事業実施年度の3月15日とする。

### (申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第5条第1項の規定による申請の取下げをできる期間は、交付決定通知書を受けた日から10日以内とする。

### (補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第4条の規定による交付決定をした後、対象者の請求に基づいて交付するものとする。

### (実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して10日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業に要した経費のわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。